享二年父平左衞門の遺知百石を襲ぎ、新庄金 ヲガハウヂタダ 小川氏忠 通稱要人。延 出で、小柳屋敦賀と稱して業に從ひ、その後 出で、小柳屋敦賀と稱して業に從ひ、その後

山裁許御代官となり、寛政三年五十石を加へ、

九年六十七歳を以て歿した。

オイー歳としてある。 オガハカゲトミ 小川景福 通郷久左衞門。 それには一枝軒に於いて之を書すとし、 た。それには一枝軒に於いて之を書すとし、 おっそれには一枝軒に於いて之を書すとし、

益政道·支澤蓋相繼ぐ。 と、享保二年歿した。子孫壽仙·善徳政守·玄 月加賀藩の御鎭醫として新知百五十石を領 列がハゲントク 小川玄徳 元祿九年十二

ヲガハゴンエモン 小川權右衞門 七郎左 の翌年召出され、亦火矢御用を勤めた。 の翌年召出され、亦火矢御用を勤めたが、十 大持を受け、七年に歿した。養子權右衞門を 表別となり、元祿三年赦免せられて十人 大持を受け、七年に歿した。養子權右衞門を が、十

とした。號は澤畔又は南疇。弘化元年金澤に恭太郎。字は子成。孜成も亦字で、後に通稱恭太郎。字は子成。孜成も亦字で、後に通稱

生まれ、井口湾・千秋藤篤に學んで 明倫堂講師となり、慶應二年江戸に遊び、儒を萩原西師となり、慶應二年江戸に遊び、儒を萩原西疇、圏を淺田栗園に習ひ、明治元年奥越の役職、圏を淺田栗園に習ひ、明治元年奥越の役職となり、慶應二年江戸に遊び、儒を萩原西山となり、慶應二年江戸に遊び、儒を萩原西山となり、近年では、東京にから、明治堂は、田田の書がある。

ヲガハシテロザエモン 小川七郎左衞門 切米四十俵を賜はり、金子萬右衞門に殺生網 を傳習して之が御用を勤め、次いで火矢御用 を傳習して之が御用を勤め、次いで火矢御用 を傳習して之が御用を勤め、次いで火矢御用 に轉じ、承應二年知行百五十石に進み、寛文

ヲガハシラヤマシヤ 小河白山社 石川郡小川に鎭座する。白山記に『凡本宮王子眷屬社三ヶ國 - 充満キョ。云々。小白山、小河在之。』といふもの是であり、大永七年の託宣記には、『白山九所、小神第六白山小川。』と記し、式內等舊社記には、『小白山神社。 笠間郷小河村鎭座。白山九所 小神之一社也。今稱 " 小河白山社。 で記したる。小白山といふから、別山の神鎭を祀つたものであらう。現に小白山神社と稱する。

藩に仕へる。
夢に仕へて祿三百石を受け、後大坂再役に出家に仕へて祿三百石を受け、後大坂再役に出家に仕へて祿三百石を受け、後大坂再役に出すがいジロクロウ 小川次郎九郎 前田利

をなつてゐる。 字。正保·寬文·貞享の高辻帳には獨立の一村字。正保·寬文·貞享の高辻帳には獨立の一村

を得、後三十石を加へ、天保元年四月組外に初め御算用者から同小頭となつて新知八十石

に執 録 加賀藩主第十三代前田齊泰の事蹟に闘の役 ヲガハセイタケンモンロク 小川清太見聞原西 いで藩に仕へる。

齊泰に近侍したことのある人である。

し、滞士小川清太の談を録したもの。

清太は

ヲガハソウケンタイ 小川壯健隊 明治元年の 越後職爭に、敵長岡城を 回復 せんと欲に、會津及び村松の兵が來襲した。この時小川隊は前日の戰に兵數を滅じ、且つ疲憊して大に防禦に苦しんが、小司高畠全三郎は『戰大に防禦に苦しんが、小司高畠全三郎は『戰大に防禦に苦しんが、小司高畠全三郎は『戰大に防禦に苦しんが、小司高畠全三郎は『戰大に防禦に苦しんが、小司高畠全三郎は『戰大に防禦に苦しんが、小司高畠全三郎は『戰大に防禦に苦しんが、小司高畠全三郎は『戰人を被きて疊を出で、爲に敵を擊退するを得ひて前進の語を奏せしめたに、我が兵就を順と欲して前進の語を奏せしめた。後友軍 皆本隊を 目して 小川壯健隊 明治元 が、 議州の十番隊・長州の三番隊と並び稱した。後方軍皆本隊を 目して 小川壯健隊 明治元 が、 議州の十番隊・長州の三番隊と並び称した。

騒然、 游に歸つて子弟に教授し、幾くもなく再び西 江戸に往きて幕儒小林氏の門に學び、次いで であつた。忠篤天保七年正月十三日を以て生 備を整へて上洛すべきことを建言した。然る 奉行内藤十兵衛に就いて上書し、藩が今日の に學んだが、居ること五歳の後經世を志し、 後素。父忠安は一方と稱し、 三義と稱し、後幸三と敗めた。號は靖齋又は に藩は忠篤の行爲を越權なりとし、廿六日郡 掌握する所となるべきを以て、藩侯の急に準 上した。文久二年島津久光の上洛するや物情 まれ、年十四にして京に往き、典圏太田伊豆 狀態を持續する時は、政界の勢力釜に薩長の ヲガハタダアツ 小川忠篤 字は士信、初 幸三乃ち八月廿四日藩に歸り、翌日郡 石川郡鶴來の路

> 閏八月二日城中に召さしめた。忠篤乃ちその に抵り、慶寧に謁して意見を上つた。 力して與論を鼓舞し、又元治元年七月十九日 要求したので、幕府は為に釁端を開かんこと 日手錠縮を加へしめた。蓋し郡奉行等が忠篤 馬廻組頭に之に倣はしめた。既にして忠篤は 忠篤の前後献ずる所の策を容れんとし、老臣 忠篤は再び書を上つて前言を補うた。齊泰、 聞き、遂にその意を嘉納し、次いで同月十日 の所説を聞く爲に、郡奉行金子篤太郎をして 奉行に命を傳へて、忠篤が金澤の旅館より出 の慶寧退京の報を得た時、廿二日馳せて海津 した。忠篤是より勤王の義を唱へ、同志と協 を恐れ、急に諸侯を國に就かしめた。是を以 に至つたから、正月十日特に忠篤の罪を赦 藩は京師の事情に精通する人材を必要とする 然るに三年將軍徳川家茂の上洛するに當り、 左近の斬殺せられたる事件に關係があるとの の素行を調査した際、忠篤が九條家の臣島田 十兵衞は命を傳へて忠篤を村預けとし、十九 廿八日鶴來に歸つたが、九月二日郡奉行内藤 をして忠篤を召してその言を聽かしめ、後又 上書の條々を諮詢せしめ、自ら屛風を距てく 日城に上つたが、藩侯齊泰は近習三人をして 監視せしめたが、廿九日之を解き、更に忠篤 て齊秦は三月二日歸途に上り、忠篤も之に尾 て出發せしめ、次いで齊泰も二月十一日上洛 し、定番御步並に登庸し、祿三十五俵を與へ 誤報を得た爲で、爾後幽囚四ヶ月に及んだ。 行するを禁じ、その郷里鶴來の小吏に命じて たが、恰も英人が生変事件の償金を幕府に 藩乃ち

その擅に境外に出でたるを尤め、吏を越前府

中に派して捕へしめ、金澤に護送してその家